

和歌山工業高等専門学校教員昇任基準

制 定 平成17年10月19日
最近改正 令和 5年11月24日

(趣旨)

第1条 この基準は、教員の昇任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教授の基準)

第2条 教授となることのできる者は、高等専門学校設置基準第11条の教授の資格を満たし、学校の運営方針を理解しそれに従って活動ができ、原則として次に掲げる条件を満たしている者とする。

(教育)

- 一 教務主事補、学生主事補、寮務主事補、副専攻科長として学生の指導経験を有する者
- 二 学級担任としてクラスの指導経験を有する者
- 三 課外活動の指導経験を有する者

(研究)

- 四 博士の学位を有する者
- 五 単独で研究活動を進める能力がある者
- 六 過去5年以内に学会誌等に論文が掲載される等、最近の自己の研究成果が社会で認められている者

(校務)

- 七 主事、学科主任等長としての管理運営能力を有すると認められる者
- 八 後進の指導ができる者

(その他)

- 九 地域の教育、地域に関する研究、産官学連携等地域に貢献する活動をしている者
- 十 企業等他機関での教育・研究経験を有することが望ましい

(准教授の基準)

第3条 准教授となることのできる者は、高等専門学校設置基準第12条の准教授の資格を満たし、学校の運営方針を理解しそれに従って活動ができ、原則として次に掲げる条件を満たしている者とする。

(教育)

- 一 授業を単独で担当できる者
- 二 厚生補導委員、寮務委員等で学生の指導経験を有する者
- 三 実験実習や卒業研究について、学生の指導ができる者
- 四 課外活動の指導経験を有する者

(研究)

- 五 博士の学位を有する者
- 六 本校で研究活動ができる研究テーマを確立している者
- 七 過去5年以内に学会誌等に論文が掲載される等、最近の自己の研究成果が社会で認められている者

(校務)

八 主事補、副専攻科長、副センター長等の業務が遂行できると認められる者

(その他)

九 企業等他機関での教育・研究経験を有することが望ましい

(講師の基準)

第4条 講師となることのできる者は、高等専門学校設置基準第13条の講師の資格を満たし、前条の准教授の基準に準じ、准教授となるためになお経験年数を必要とする者とする。

附 則

この基準は、平成17年10月19日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月11日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月24日から施行する。